



平成 28 年 10 月 14 日

生命保険代理店手数料の開示について

筑波銀行（頭取：藤川 雅海、本店：茨城県土浦市）は、平成 28 年 11 月より、お客さまの資産形成のサポートを一層強化する目的で、保険商品のご提案に際し、以下の新たな取り組みを開始しますのでお知らせいたします。

記

1. 生命保険代理店手数料の開示

当行が保険会社から受領する生命保険の代理店手数料について、各保険会社の同意を前提に自主的に開示します。代理店手数料は、保険会社から販売代理店である当行に支払われるものであり、お客さまに直接ご負担いただく費用ではありませんが、お客さまが商品選択を行ううえで、より多くの判断材料をお持ちいただくため、参考となる情報提供として開示することといたしました。

2. 開示対象商品

開示対象商品は、特定保険商品とし、具体的には変額保険、外貨建保険、市場価格調整機能付保険など市場リスクを有する生命保険商品となります。

3. 保険代理店手数料について

当行が保険会社から受領する代理店手数料は、契約時のコンサルティング対価とアフターフォローの対価として受領しております。

当行は、これらの取り組みを通じて、お客さまへ分かりやすく丁寧な商品説明を徹底し、今後もお客さま一人ひとりのニーズにあった商品・サービスの提供に努めてまいります。

以 上

報道機関のお問合せ先			
筑波銀行	総合企画部広報室	檜山	内線3730
TEL 029-859-8111			